平成２８年（フ）第４３５１号
東京都墨田区錦糸１丁目８－13－202
債務者　西花　広幸
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３５４号
東京都青梅市河辺町９丁目６－１　霞台第１住宅３－302
債務者　一ノ渡　隆
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３５５号
東京都青梅市河辺町９丁目６－１　霞台第１住宅３－302
債務者　一ノ渡　泉
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７号
釧路市白樺台３丁目７番135号
債務者　坂本　康一
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４２９１号
東京都品川区中延３丁目12－８－103
債務者　後藤　穣二
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２９７号
東京都江東区東砂３丁目18－12－201
債務者　松高惠久子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３０３号
東京都練馬区東大泉５丁目40－31－101
債務者　鈴木やよい
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３４０号
東京都小平市花小金井５丁目36－34－318
債務者　清水恵利華
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１号
沖縄県宜野湾市新城２丁目25番５－103号　富島アパート
債務者　大城　則秀
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第５５２号
東京都町田市旭町２丁目３番10号長崎コーポ102
債務者　田中　一夫
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２９号
静岡県焼津市大村新田98番地の２　リュミエール202
債務者　山崎　司郎
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２９８号
東京都昭島市福島町３丁目23－28－201
債務者　小俣　武志
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１８号
横浜市金沢区富岡東３丁目18番45号　シェルハウスⅡ　201
債務者　印南由紀江（旧姓矢田）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５７号
神奈川県大和市西鶴間３丁目９番12号　田辺マンション204号
債務者　小関　輝義
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２５号
静岡市葵区人宿町２丁目３番地の７　オラシオン人宿Ⅱ３Ｃ、旧住所東京都中野区南台１丁目５番６号　ブルームマロン156　203
債務者　山岸　裕哉
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２１号
横浜市港北区鳥山町649番地１　グランドュール鳥山302
債務者　坂野　桂子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部